

平成 30 年度

事 業 計 画

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

社会福祉法人美幌町社会福祉協議会

平成30年度 美幌町社会福祉協議会事業計画書

1 基本方針

美幌町は、平成29年10月に人口が2万人を割り込み、今年2月末人口は19,884人、高齢化率も34.2パーセントとなり人口減少と少子高齢化に進行が加速しています。

また、高齢者の単身世帯と夫婦のみの世帯は増加し、高齢者のいる世帯の約3割が単身世帯となっており、成人層においても、家族や地域、職域とつながれない「社会的孤立」が顕在化していることから、これまでの福祉制度だけでは対応できない生活課題や福祉課題が広がりをみせています。

このようななか、美幌町社会福祉協議会では、平成26年度から平成31年度までの6カ年を計画期間とした「第5期地域福祉実践計画」に基づき福祉サービスを推進するとともに、平成27年からは、成年後見支援センターを開設し、権利擁護事業の充実に向け取り組んでまいりました。

この間、厚生労働省は、平成29年2月に子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するために、『我が事・丸ごと地域共生社会実現本部』を設置し、行政には縦割りの支援から包括的な支援へ、地域住民には、住民主体の包括的な相談支援体制の充実を掲げており、地域福祉の推進役である市町村社協の役割は益々高まっています。

美幌町社会福祉協議会は、これらの背景と地域課題の解決のため、実践計画の基本理念の「みんなでつくる 支えあい・たすけあい・ふれあいのまちをめざして」を推進するため、次に掲げる地域福祉活動を展開してまいります。

基本目標 ~ 第5期地域福祉実践計画 ~

- わかりやすい情報を提供します
- ボランティアの発掘・育成・活用をします
- ともにたすけあう活動を推進します
- 在宅福祉サービスを拡充します
- 社会福祉協議会の基盤を強化します

平成30年度重点課題

- 地域福祉の担い手であるボランティアの育成
- 日常生活自立支援事業及び成年後見支援センターなどの権利擁護事業の推進
- 災害発生時の被災者支援を目的とした災害ボランティアの育成と体制整備

平成30年度 社会福祉法人美幌町社会福祉協議会 事業計画(案)

1) わかりやすい情報を提供します

①町民に理解される福祉の啓発をします

事 業	開催時期・回数等	事 業 内 容
福祉啓発・福祉教育講座	随時開催	気軽に参加できる福祉講座・講演会等の実施により、地域の福祉意識向上を図るとともに、福祉の啓発を行う。 ・成年後見講演会の開催 ・3町ボランティア朋のつどいへの参加 ・児童生徒向け「ボランティアセミナー」の開催
第32回 ふれあい広場	8月26日(日)	福祉関係者が一同に会し、子どもから高齢者まで楽しみながら参加できる福祉啓発イベントを開催する。 ・実行委員会…3回程度(5~10月) ・事務局会議…3回程度
カレンダーリサイクル市	1月13日(日)	家庭で使用しないカレンダー等を収集、販売し、益金を障がい福祉のために役立てる。 ・実行委員会…3回程度(11月下旬~2月下旬)
社協だよりの発行 『ふれあいりんりん』	4/1、7/1、10/1、1/1	年4回町内全戸に社協だよりを発行し、社協の活動を伝えて福祉の啓発を図る。
ホームページの公開	通年	ホームページを活用し、社協事業の紹介や情報を掲載し、広報活動の充実に努める。

②関係機関・団体と連携し、情報の収集、提供につとめます

事 業	開催時期・回数等	事 業 内 容
関係機関との連携	通年	役場、地域包括支援センター、福祉施設及び団体等との協力・連携をし地域福祉の充実を図る。
各種会議等へ役職員の積極的派遣	通年	各種会議、連絡会、協議会へ社協役職員を派遣する。

③誰にもわかりやすく、親切な対応をします

事 業	開催時期・回数等	事 業 内 容
窓口・電話対応の強化	通年常時	わかりやすい、親身な対応をしていく。
心配ごと相談	通年	相談員2名が、電話での対応も含め、地域住民の心配ごとへ必要な助言を行う。(随時対応) ・運営委員会…1回(5月)
無料法律相談	4/18、6/20、8/22、9/19、12/19、2/20	年6回、偶数月第3水曜日、弁護士による専門的な相談を行う。
福祉よろず相談	通年常時	高齢者等、福祉や日常生活の維持に関する困りごとに適宜対応するシステム作りをする。
苦情解決制度	通年常時	社協の福祉サービスに対する苦情へ、適切な対応を行いサービスの向上を図る。 ・苦情解決委員…(3名／社協役員で構成)

2) ボランティアの発掘・育成・活用をします

①個人の自主性・主体性を尊重し、活動支援をします

事業	開催時期・回数等	事業内容
ボランティアセンター運営	通年	ボランティア活動に関する相談、登録、紹介、啓発、情報提供、ボランティア活動保険の受付を行う。
担い手の発掘、育成	通年	専門的知識や経験を有する方を発掘し、活躍できるよう支援する。また、活動の場を確保するため、施設等と連携を図る。

②ボランティア団体の活動支援をします

事業	開催時期・回数等	事業内容
団体の活動紹介	適宜	ボランティア団体の活動を広く住民に理解していただくために、社協だよりやホームページを活用し、団体の情報を共有し、啓発をしていく。
団体の活動支援（ボランティアグループ助成）	4～5月査定 6月交付	ボランティア団体への活動支援のため、要件を満たす団体に対し、ボランティアグループ助成金を交付する。
ボランティア指定校への助成	4～5月査定 6月交付	ボランティア活動を実践する町内の小・中学校、高校に対し、ボランティア指定校助成金を交付する。

③個人や団体が協働できるネットワークづくりを推進します

事業	開催時期・回数等	事業内容
ボランティア関係会議	適宜	ボランティア活動における町内・管内のネットワークづくりを推進するため、関係機関会議に出席する。 ・保健・医療・福祉ネットワーク推進委員会 ・オホーツク圏ボランティア活動推進会議 ・近隣3町ボランティア朋の集い打合せ会議
ボランティア研修	年数回	道内・管内で開催されるボランティア研修情報を登録ボランティアへ周知・参加随行を行う。 ・ボランティア愛ランド ・近隣3町ボランティア朋の集い ・オホーツク圏ボランティアフォーラム
ボランティアスクール (学生対象)	年1回	青少年の頃から福祉に興味を持ってもらうため、小学生・中学生・高校生を対象に、福祉について自ら考え活動できる機会を設ける。
ボランティアセミナー (町民対象)	年3回	新たにボランティア人材を育成するため、センターに登録していない方を対象にボランティア基礎講座（全3回）を実施する。
学校ボランティア活動・福祉教育推進セミナー	適宜	町内の小・中学校、高校に勤務する教員と、福祉教育について検討する機会を設ける。
出前ボランティアセンター	適宜	学校や自治会・地域の団体等に、社協職員・ボランティアを派遣し、福祉の啓発やボランティア活動の推進を図る。
ボランティア連絡協議会との連携	通年	ボランティア連絡協議会の活動を側面的に支援し、研修や会議等を通じて連携を図る。
ボランティアセンター運営委員会	5月、3月（予定）	運営委員会を開催し、ボランティア登録状況から見える課題や今後の取り組みについて検討する。

3) ともにたすけあう活動を推進します

①隣近所、近隣の身近なたすけあい活動を推進します

事業	開催時期・回数等	事業内容
身近なたすけあい活動の提案	通年	日常できる活動（声かけ、あいさつ、散歩による見守りなど）を提案し、すぐにできる活動を推進する。

②地域でのたすけあい活動を支援します

事業	開催時期・回数等	事業内容
たすけあいチームの活動推進	適宜	町内36ヶ所（うち休止3ヶ所）で結成される「たすけあいチーム」へ相談窓口や助成等の支援を行う。
活動実践養成研修と情報共有	総会（6月） 研修会（12月） 活動推進協議会（年2回）	たすけあいチーム活動推進協議会により、年1回の研修会と情報交換会を実施する。また自治会福祉部会との合同研修会を行う。
新たな地域福祉活動の提案	適宜	たすけあいチームが設置されていない地区的社会資源やニーズを把握し地域福祉活動を促進する。

③地域における関係団体とのネットワークを提案します

事業	開催時期・回数等	事業内容
関係団体への協力依頼	適宜	自治会、民生委員、老人クラブ、福祉施設などとの連携により、地域のたすけあいを高める。またボランティア団体へ協力を求める。

④災害の発生に対して被災者の支援に取り組みます

事業	開催時期・回数等	事業内容
災害時における社協活動の推進・体制整備	適宜	町内において災害が発生した場合の生活復旧を支援するため資器材の整備及び災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備を行う。
災害ボランティアセンターの位置づけの整備	適宜	災害の発生に備え、災害ボランティアセンターの役割を「美幌町地域防災計画」に位置付けできるよう美幌町との協議、連携を図る。
災害ボランティアコーディネーターの養成	年数回	災害時の多様な支援活動を生み出すボランティアコーディネーターの育成をするため北海道社会福祉協議会の研修事業に参加する。
災害ボランティアの養成及び研修	適宜	町内で発生する災害に対応するボランティアの養成するため研修の計画を策定する

4) 在宅福祉サービスを拡充します

①地域住民のニーズに合った福祉サービスの提案をします

事業	開催時期・回数等	事業内容
配食サービス	週3回(月・水・金)	概ね65歳以上の高齢者単身世帯・夫婦世帯・身障者世帯で、日常の調理が困難な方を対象に安否確認を兼ねて週3回(月・水・金)夕食を届ける。
移送サービス		一般交通機関や家族による移送が困難な高齢者や障がい者で、移送用車両の利用が必要と判断される方へ、自宅と医療機関等の間を送迎する。
ふれあい電話サービス	週2回	65歳以上の単身高齢者で、近隣との交流が少ない方を対象に、週2回ボランティアが電話で安否確認や生活状況の確認、孤独感の解消を図る。
いきがいデイサービス (青山・新町)	適宜	60歳以上の方を対象に、レクリエーションや趣味活動を提供し、いきがいづくり、自立生活の助長と要介護状態の予防をめざす。
生活福祉資金(道社協事業)	適宜	貸付対象となる世帯で、資金の貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められる方について貸付を行う。 ・生活福祉資金研修(札幌)…時期未定
応急援護資金	適宜	やむを得ない事情により、生活費等に困っている方へ、貸付を行う。
よりあいデイサービス	適宜	地域の高齢者、障がい者、子育て中の親子の孤独解消・閉じこもり防止や介護予防・世代間の交流を図るサロン事業を推進し、活動助成を行う。 ※申請書提出・助成金交付…4月予定
介護機器貸出	通年(原則1ヶ月)	短期間の使用や購入前提の試用を希望される方へ無料でお貸しする。
ニーズに応じたサービスの開発	適宜	ニーズ調査や要望等により在宅サービス委員会で検討する。 ・在宅サービス委員会…年2回実施

②地域の権利擁護体制を強化します

事業	開催時期・回数等	事業内容
日常生活自立支援事業	通年	判断能力が不十分で日常生活を営むのに不便さを抱える利用契約者へ、相談援助(福祉サービス・金銭的・生活的相談)を行う。 ・生活支援員養成研修(8月)、育成研修(時期未定) ・生活支援専門員研修(札幌・時期未定)
法人後見事業	通年	現在受任しているケースを円滑に進めるとともに、新規案件については隨時受任を検討・実施する。 ・法人後見受任…2件(後見類型1、保佐類型1)
成年後見実施機関の運営 (町受託)	通年	成年後見制度における相談窓口、普及啓発、権利擁護人材育成等を行う実施機関を運営する(町受託事業)。 ・フォローアップ講座…2回(予定) ・管内市民後見人活動交流会(11月予定)※フォローアップ ・町民向け啓発講座…1回(予定)

③住民の要望を的確に関係機関・団体へつなげます

事業	開催時期・回数等	事業内容
住民ニーズの共有	適宜	住民からの要望などを関係機関につなげていく。

④関係機関・団体へ側面的支援をします

事 業	開催時期・回数等	事 業 内 容
福祉団体運営補助	適宜	共同募金委員会、老人クラブ連合会、遺族会の事務局、身体障害者福祉協会の事務局補助のほか、日本赤十字社美幌町分区の社費部門、日赤奉仕団へ支援する。
福祉団体活動支援	4～5月査定 6月交付	老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、保護司会、遺族会、ハート支援ネットワークの会、どんぐりの会などへ活動支援と助成金を交付する。

5) 社会福祉協議会の基盤を強化します

①社会福祉協議会の活動理解を図ります

事 業	開催時期・回数等	事 業 内 容
社協だよりの発行（再掲）	4/1、7/1、10/1、1/1	年4回町内全戸に社協だよりを発行し、社協の活動を伝えて福祉の啓発を図る。
ホームページの公開（再掲）	通年	ホームページを活用し、社協事業の紹介や情報を掲載し、広報活動の充実に努める。

②効果的・効率的な組織をめざします

事 業	開催時期・回数等	事 業 内 容
社協に関する情報の公開	適宜対応	国で運用される財務諸表等電子開示システムにより、財務諸表・現況報告等の情報公開を行う。また、HPや社協だよりも予算や事業内容等を掲載する。
役職員研修会	年1回	役職員研修を行い、さらなる資質向上を図るとともに、課題共有と共通認識を持つ。
地域福祉実践計画の評価	年数回(2月～3月)	社協役員（総務委員会）が中心となり、第5期地域福祉実践計画の評価、見直し等を行う。

③財源の効率的な活用と、基盤の拡充をします

事 業	開催時期・回数等	事 業 内 容
財務計画	通年	社協役職員が、財源の確保と有効活用を検討する。
赤い羽根共同募金との連携	通年	毎年10～12月の期間、全国一斉に募金活動を行っているため、その期間に合わせて戸別募金、街頭募金、法人募金、職域募金、学校募金などの募金運動を行う。
歳末たすけあい募金との連携	12月	共同募金運動の一環として、地域住民や各関係機関、団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、福祉活動を行う。
社協会員会費	通年	社協活動を支える自主財源である会費（普通会費、特別会費、法人会費）について趣旨に賛同していただき、会員の拡大を図る。